

万葉集平安朝形成説は可能か

山口 博

はじめに

万葉研究史上における成立論争は、万葉そのものへの関心というよりは、古今序の「平城天子詔_ニ待臣_ニ令_レ撰_ニ万葉集。自_レ爾以来時歴_ニ十代_ニ數過_ニ百年_ニ」の一文をどう解釈するかという、古今学の問題として始まった。藤原仲実が『古今集目錄』で、平城天子（ならのみかど）は平城天皇だとして以来、藤原教長・勝命・道因・藤原清輔らは聖武天皇として、万葉聖武朝成立説を主張。それを否定して顕昭は再び平城天皇説を唱える。古今序の解釈が目的なので、万葉不在の万葉論に墮した事もやむをえず、藤原定家が「何_レ拋_ニ本集之所_レ見。徒_レ勸_ニ他集之序詞_ニ一哉。似_レ無_ニ其謂_ニ」と批難したのも当らぬわけではない。しかし、勝命が『古今序注』で聖武在位から上皇時代

にかけての成立を説く過程で、卷二十の四四九三番以下の家持の歌十首を具体的に列挙したが、定家に影響を与えて先の発言になり、万葉を以て万葉成立を論ずる定家の態度を生んだように思われる。

仲実以後定家に至る一世紀半の論争は、論者相互の提出する資料を互に論難し合う、理想的学問態度がみられ、討議を重ねる事により、確実に問題は深化されている。幾つかの仮説が淘汰された結果、現在でも權威を持つ家持撰者説が残ったのである。

私は、万葉成立論争の一つの典型として、この一世紀半の論争を見る。それに匹敵するのが、新撰万葉集序を資料とする、現在の論争ではないか。平安朝の学者が古今序をもとに聖武朝か平城朝かを争ったように、私たちは新撰万葉集序をもとに、菅原道真線縛説の可能性を論

難する。彼は一世紀半、此は十五年。彼は家持撰者説を生んだが、此は何を生むだろうか。十五年間の論争の一つの縮括りとして、上代文学会主催のシンポジウムは催された。新撰万葉集序をどう読むか、『万葉二十巻抄』をどう説明するか、万葉集仮名序は、下絵万葉は、定家本は、等々具体的な討議を私は期待していた。仲実や勝命や顯昭の場合のように。しかし、残念ながら、その期待とは程遠い結果であるように、私には思われた。

私には既に、平安朝における万葉を論じた『王朝歌壇の研究（桓武仁明光孝朝篇）』があり、最近『万葉集形成の謎』をまとめた。シンポジウムで話した事はそのアレンジであり、ここに書く事もまた、そうならざるを得ない。資料の微妙な読みに立脚する事がらを、限られた僅かなページで書く事はできる事ではない。シンポジウムの討議を念頭に置きつつ、素描を試みるにすぎない事をお許し願いたい。

道真綜緝説以後

新撰万葉集序を、万葉形成の歴史を語る正当な資料と認めて、中西進氏(注1)や私が道真綜緝説を唱えてから後、その肯定否定にかかわらず、万葉形成を論ずる場合は、この序を無視する事はできなくなっているが、実に画期

的な事である。序には、何か奈良朝の昔の、万葉成立伝説が書かれていると一蹴しながら、一方ではその中の「漸尋筆墨之跡。文句錯乱。非レ詩非レ賦。字体雜糅。難レ入難レ悟」の部分だけは、道真時代の事とし、当時万葉が読み難かった証とするというような、雑な矛盾した読み方はもはや通用しなくなったのである。

さて、それならば道真綜緝説の否定論は、この序をどう読もうとするか。四つの読み方が示されている。

A 論 序文は道真作ではなく、道真綜緝はあり得ない。(注2)

B 論 「於是奉_レ綸緝_二綜緝_一之外。更在_二人口_一。尽以撰集。成_二数十卷_一。装_二其要妙_一。韞_レ匱待_レ価」は道真。しかし編じた集は万葉ではなく、某勅撰集。(注3)

C 論 綜緝し撰集し価を待つのは道真以外の某人。編じたのは万葉集。(注4)

D 論 綜緝したのは某人。数十巻に成したのは道真。(注5)である。

A 論は、序に不合理な表現ありとして、道真作を否定する。表現の欠陥を成立論に短絡させている点に問題がある。その不合理と指摘された「当今寛平聖主」という表現も、『大中臣能宣集』の「今上花山聖代」を知るなら、特に異とする事もないであろう。

シンボジウムにおいても、この序を疑い、資料価値なしという主旨の発言があったが、何が根拠で疑うのか、具体的指摘がなされたわけではない。『古事記』など、他の作品の序を例としての論証のようであったが、私が問題にしているのは、新撰万葉集序であって、他の序ではない。小島憲之氏・熊谷直春氏・吉川栄治氏が為されたような、この序の具体的分析による反論こそ望ましいのである。

この序を資料とする万葉論は、従来から少ないのであるが、数少ない論も、この序を万葉集に関する記述とする点においては一致していた。B論はそれを否定し、某勅撰集に係わる記述とする。斬新な見方ではあるが、和歌史的に認められるだろうか。某勅撰集が成ったのであるなら、十年後に再び勅撰集（古今集）を作るはずもなく、できないのではないか。万葉集が既にあり、某勅撰集が作られ、そしてまた古今集。奈良朝末から百年間に、三つの歌集ができるだろうか。古今序は万葉以後、歌の衰えた事をいい、和歌史はその事を裏付けける。数十巻の某勅撰集を作ってしまったら、古今はできなかつたらう。又、そのような勅撰集があるなら、必ずや古今序にその名を挙げただらう。古今序の挙げる歌集は、万葉集だけなのである。

C論・D論については、既に拙著が詳説したので、再説はしない。B論も、C論D論の読みの不安定さを衝いての立論である。

現在の万葉学といえども、万葉が家持一人の手に依つてのみ成ったとは考えていないだらう。現巻一と巻二を合わせた集の中の、更に一部分がまず核となり、巻一・巻二がかなり早くでき、次いで巻十六あたりまで成長し、更に末四巻がプラスされて、現二十巻万葉はできたという。それぞれの段階での編者がいるわけだが、それらを取り込みながらも、家持を編者という事が許されるのであれば、その家持編の万葉を取り込んで、更に万葉を繚緝した道真も又、万葉編者の一人ではないか。道真の万葉を「変型本万葉」だからとて追放するのであれば、巻一・巻二の時代の万葉から見ると、二十巻万葉こそ変型本に値するであらう。

道真は草稿本万葉を「仰弥高。鑽弥堅者乎」と嘆き、「有_レ意者進。無_レ智者退而已」といった。私たちにあって、この序こそまさにそれである。具体的に鑽り込んで、その是非を問う事が要請されているのである。

『和歌現在書目録』に記載されている『万葉二十巻抄』を抄本と考え、抄本で二十巻なら、その母体となる万葉は二十巻以上と想定し、新撰万葉集序にいう数十巻万葉

と結び付ける仮説は、既に公にしてある。

従来の万葉字の側からは、この『万葉二十卷抄』をどう説明するのか、私はそこが知りたかった。シンポジウムにおいて、それに対する意見もあったが、万葉二十卷と『万葉二十卷抄』との混同があるように見受けられた。又、『拾遺集』と『拾遺抄』との関係から『万葉二十卷抄』を理解する案も出されたが、私が問うのは、『万葉二十卷抄』であって、『拾遺抄』ではないのである。

『拾遺集』が先で『拾遺抄』が後とするその認識も、平安和歌研究の現状からは隔たっているのではないか。契沖も佐佐木信綱氏も、明確な論とはいえないが、とにかく『万葉二十卷抄』には眼を向けている。現在の万葉字の側からの発言を望むのである。

私は道真の万葉綜緝は主張するが、道真が原撰者だとはいわないし、家持の行為を軽んじたこともない。草稿本万葉はあるいは、家持によるだろうし、その評価は十分しているつもりである。それにもかかわらず、シンポジウムにおいて、家持の功績を高く評価せよとの主旨の発言があったのは意外であった。それと類似した発想に既に私はぶつかっている。新撰万葉集序を、私が試みたように道真万葉綜緋と読む事はできるが、そうすると「一見、すべて道真と考えられてくる」、それで「道真そ

の人が編んだという方向を避けた」という考え方^(注5)。道真綜緋とすると「従来の『万葉』成立をめぐる見方に著しく抵触してしまう^(注3)」ので別な解釈を求める考え方。この家持尊しとする呪縛がいかに強いかを、シンポジウムでも知ったのである。

私は、家持を貶めているとは決して思わないが、現万葉に家持の編集意図を探ろうとする見方には賛成できないという点では、貶めることになるかもしれない。道真以後においても万葉は成長を続けると考えているのであるから、現万葉から探り得る編集意図は、平安朝の某人の意図であろうからである。現万葉の編集意図をして、十六卷本万葉、更には最も古態といわれている巻一・巻二の編集意図とはいえないように、家持の万葉にもそれを押し付ける事はできないであろう。一卷、一卷の編集意図は言える。現二十卷での意図も探り得よう。成長のある段階における、ある編者の意図は探りようがないのではないか。シンポジウムで、万葉編集意図についての論があったが、私はこのように考えている。

部分的増補異同であるか

卷十七以下四卷が、家持の手に成る事は疑いないだろう。それだから、現万葉の四卷の形は家持の時の形と考

える。この四巻が家持の時どうであつたかの論は多くはない。

現万葉の四巻と、家持編の四巻とはかなり異なつていたように思う。現存最古の万葉写本は、十世紀中頃書写の下絵万葉である。その断簡によると、巻二十の歌順は四三一・四三一三・四二九五で、勝宝六年、勝宝五年の順にある。十二世紀中頃の成立かという『秘府本万葉集抄』も、巻十七の一部は四〇一七・三九二九・三九五の順で、天平二十年・同十八年と逆順。巻十八も四一一・四〇三六・四一三七で、感宝元年・天平二十年・勝宝二年と乱れる。巻十九も四二六三・四一五二と勝宝四年から同二年に戻る。

十世紀の下絵万葉、十二世紀の秘府本、更に十三世紀の定家の『長歌短歌之説』は、巻十九の中頃にある、

大君は神にし坐せば赤駒のはらばふ田井を都となしつ
(四二六〇)

大君は神にし坐せば水鳥のすだく水沼を都となしつ
(四二六一)

の二首は、巻十九の巻末にあるという。勝宝四年のこの歌が、同五年の

うらうらに照れる春日に雲雀あがり情悲しも独りし
思へば(四二九二)

の次にあるということは、どういう事だろうか。

以上、平安朝の諸資料は、末四巻が現万葉のごとく、整然と年月順の配列ではなかった事を語ってくれる。秩序だった配列を故なく乱す事はないという常識に従うなら、家持編の末四巻は、今日の形とは異なつていた事になろう。

シンポジウムにおいて、歌の異同は現万葉の諸本間にもあるとの意見があつたように思う。しかし、それらの異同と前掲下絵万葉以下の異同とは、異同の形の違ふ事、比較すれば直ちに明らかになる。諸本間の異同は、相接する歌が前後に入替るか、連続する数首の一団が、それに接する一団と入替るかがほとんどで、それにより、詠歌年月の乱れることはない。それと下絵万葉以下の異同とは区別されるであらう。

家持歌日記といわれている末四巻でさえも、かつての万葉と現万葉と異なるという事は、家持以後において、後人の改編があつたという事ではないだろうか。

そのような痕跡は他にもある。勝命の挙げている万葉集仮名序によると、巻一の巻末の長皇子の歌、

秋さらば今も見ること妻恋ひに鹿鳴かむ山そ高野原
の上(八四)

は、平安中期になつて増補された可能性のある事も、既

に別著で述べた。

定家の『長歌短歌之説』は、前述歌順の異同だけではなく、増補のある事も教えてくれる。卷十八の卷末二首

正月たつ春のはじめにかくしつ相し笑みては時じ
けめやも(四一三七)

荆波の里に宿借り春雨に隠り障むと妹に告げつや
(四一三八)

は、定家本にはなかったのであるが、後人による増補であるうか。四一三七番の題詞は「判官久米朝臣広繩之館宴歌一首」であるが、卷十八の国司官職名表記は「守・介・掾」で「長官・次官・判官」はこの四一三七番だけである。卷十九の四一七七一四二〇七に次官・判官の表記が集中するが、本来はそこにあつた歌なのだろうか。

契沖の『万葉代匠記』や『釈万葉集』は定家本のこの事を問題にして「不審」としているが、現代の万葉学はどう考えているのであろうか。卷十七も、卷末十一首が増補の可能性がある。

『長歌短歌之説』を克明に追うなら、定家の所為の奇妙さに気が付こう。なぜ定家は卷二前半(一一三―一九四)の長歌十首を連続して挙げず一九六から始めるのだろうか。卷四・卷九・卷十・卷十八・卷二十などは、長歌数現万葉と一致し、卷一・卷五・卷八・卷十五・卷十

六なども近似する事を思うと、卷二は実に異常である。定家本は、卷二の前半がない系統であるという以外には説明できないのではないか。

卷一の「中大兄三山歌」も、定家本にはなかったと断ぜざるを得ない。そう考えてこそ「中大兄皇子三山御歌」とないこの題詞の奇妙さも説明できるのではないか。

卷十四の東歌に、専ら平安朝に用いられる語句や語法のみられる事は既に指摘されている。「めり」「しむ」「かの」「駒」などが著しい例である。上代では東国で使用されていたが、平安では中央でも使用されるようになったと説明するか、東国中央をとわず庶民語として存在、万葉にはたまたま東国の歌にのみ現れ、平安朝になつて貴族の文学の世界に浮上と説明するかであつた。

言葉の社会性や階級性など一切考慮する事なく、資料の現象面からのみの説明ならそれで辻褃は合う。しかし、驚く程厳密な階級観念を当時の社会は持っていた事を考えると、東国であれ都であれ、その庶民語が平安貴族の歌語となることがあり得るだろうか。『今昔物語』は東言葉を「東鳥の鳴き合ひたるやう」と軽蔑し笑う。都人の下衆の言葉も「さへずり」であり、「下衆の言葉には、必ず文字余りあり」と冷やかな眼を、清少納言は

向けている。

平安の語句・語法をもつ東歌は、平安になってからの増補とは考えられないだろうか。卷十四のおよそ $\frac{1}{4}$ ほどがそれに該当するのであるが。

以上述べたような諸事項を勘案すると、私には、現万葉とは別種の万葉の存在が考えられてくるのである。新撰万葉集序は道真編の数種の万葉をいい、『新猿楽記』は「古万葉集・新万葉集・古今・後撰・拾遺抄」と、二種の万葉を挙げる。顕昭は

あしひきの山鳥の尾のしだり尾の長長し夜を一人かも寝む（二八〇二或本歌）

を「此歌万葉異本歌なり。作者なし」といって、「或本」を異本万葉と断ずる。前述の事項とこれら異種の万葉と、具体的にどう繋るのか、全くわからないが、万葉は一つだけではなかった事がうかがい得よう。

シンポジウムにおいて、小さな歌集でも歌の増減異同はあるのだから、万葉などの大歌集でその程度の増減異同は当然の事との主旨の発言があった。しかし、平安朝の万葉文献自体が極少であり、その極少のほとんどが、現万葉との何らかの異なりを示しているという事情を考慮する必要がある。古今序に基づき平城朝勅撰をいう人は、平城朝において「家持撰に手が加えられた」「補

修」「世に出る」「公的流布」「天皇の認証」「多少の注を付ける」という程度で「令撰万葉集」を理解しようとする。それが許されるのであるなら、歌を年代順に並べ変え、新たな歌を増補するという所為は、立派に「撰」の概念に入るのではないだろうか。

左注からの遠望

万葉がどうできたか、それを考えるには二つの方向からの検討が必要である。一つは万葉内部の分析、一つは万葉関係資料の検討、である。従来の成立論の多くは前者が主であったが、私は後者を重視し、平安朝資料を積み重ねることにより、その形成を考えた。

それならば、万葉内部の分析は十分為されているであろうか。題詞、左注の考察は徹底的に為されているだろうか。例えば、

天にはも五百つ綱延ふ万代に国知らさむと五百つ綱延ふ（四二七四）

右の一首は、式部卿石川年足朝臣

の脚注「似古歌而未詳」である。澤瀉久孝氏は編纂者の注とする。万葉を家持私撰の作歌ノートとする澤瀉氏であるから、断わりのない限り編纂者は家持を意味する。この脚注は家持の付けた注だろうか。この歌は新嘗

会の宴での応詔歌六首中の一首で、六首中には家持の歌もある。家持と年足同席で作りながら「未詳」などと書くだろうか。下絵万葉はこの脚注を持たない。平安朝の諸写本を検しても、諸注を省略している例はない。下絵万葉もこの脚注を省略したのではなく、十世紀の万葉にはこの脚注がなかったという事ではないか。

この脚注の問題が示すように、まだ検討されなければならぬ多くの疑点を万葉の題詞や左注は持っている。巻一・二・三・四・六・十三・十六にある「今案」で始まる左注が、平安朝に付けられた注ではないかという事は既に述べた。今案注形式は奈良朝の作品に使用例が見出されず、平安朝の諸作に頻出するからである。「案注」があつて後に「今案注」が付けられる。「案注」も「今案注」も等し並みにすべて奈良朝の注とする従来の見解はいかがであらうか。今案注は後人の注とする江戸の学者のほうが、はるかに正確に把握していたようである。今案注が平安初期の紀伝家などの注形式である事から、道真縁緝時の注であり、今案注を持つ前掲七巻は、草稿本に含まれていたと考えるのであるが、その草稿本は、巻別記載が為されていたのであろうか。道真は草稿本巻数をいわず「所ニ草稿ニ不知幾千」とのみいう。

題詞を見ても左注を見ても、そこに「第何巻」という

類の記載は一切出てこない。巻を超えての重複歌であることを注するのに、具体的に「何巻と重複」とは注していないのである。例えば

右一首、間人宿禰大浦歌中既見。但末一句相換、亦作歌両主不_レ敢_二正指_一。因以累載（一七六三の左注）

なぜ「巻第三重複」としないのだろうか。四三七・一六六四・三四八一の場合もそうである。この左注が付けられた頃、この歌集は現万葉のように、巻第一、巻第二などと整然と秩序だっているのではなかったのだろうか。卷子本の一括りが「万葉集」と呼ばれる状態だったのだろうか。折口信夫のいう「万葉集の名を以て一括せられてゐた文殿の歌集」だったのだろうか。

左注は長年にわたり付けられ複層しているので、その類別は困難なのだが、最も多く見られる型に「或本云」がある。この型は巻四から巻十の間と、巻十五以下には全くないか、あつても数少ない。現在の万葉成立論には二部成立説がある。巻十四（十五・十六とする説もある）まで成立、その後六巻（あるいは五巻・四巻）が加えられて二十巻に成つたというのであるが、「或本云」の注が巻十四で影をひそめるといふ事は、第一部のみ存在する時点で付けられたといふ事ではないか。

そうすると、「或本云」のないか、あつても少ない巻

四から巻十はどうか。それを解明するためには、各種のデータを加えねばならず、この限られた紙面では
できる事ではないので別著に詳細は譲るが、巻十五以下
が万葉に加わっていないなかった段階があったように、巻
七・八・九・十の四巻、少なくとも巻八・巻十が万葉に
はなかった段階のある事を思わせるのである。

夕されば小倉の山に臥す鹿の今夜は鳴かず寝ねにけ
らしも（巻九・一六六四）

の左注は、雄略御製とする事に注して、

右、或本云、岡本天皇御製。不審正指。因以累載。
という。巻八の一五一一番と重複の断わりだが、巻八を
「或本」と称する。これが同じ万葉にある別の巻の表示
方法だろうか。巻八は万葉ではない段階があったのか。
巻八と巻十の四季部立は余りにも平安的ではないか。

現万葉巻十の冒頭から二〇九二番までのうち、四十首
を除く二百四十一首が『赤人集』として存在する事は知
られている。万葉が二十巻整然と奈良朝末にできている
のなら、その中の一巻が一個人の家集となって伝わる事
はないだろう。古今の中の一巻が『貫之集』や『元方
集』になった事がないように。巻十が万葉ではなかった
からこそ『赤人集』として伝わったのではないか。

中西進氏は、巻七以下四巻を非万葉とする論を既に出

されている。^(註6)万葉歌を採らないと表明している古今・後
撰などに現万葉の歌のある事から、その万葉歌を持つ万
葉の巻は、当時万葉ではなかったとして、巻七以下の四
巻を非万葉とした。

このように諸方面から検するに、十一世紀ごろ、万葉
はまだ二十巻の現万葉の形と成っていないなかったと考えら
れてくるのである。

二十巻の形成

万葉関係の諸資料によると、巻別表記の初出は、仲葉
の『古今集目録』（一〇五七年頃の成立）で「巻二」「巻三」
という語句がみられる。

それならば、「二十巻」の初出はいつか。古今序は、
古今自身については「部類所奉之歌。勅為二十巻」と
いうが、万葉については「平城天子詔侍臣。令撰
万葉集」というだけで巻数をいわない。勅撰古今の先
例として勅撰万葉を挙げるのであるから、万葉が二十巻
としてあるなら、「令撰万葉集二十巻」と書くはずで
はないか。

『栄花物語』正篇は、後一条天皇の長元八年（一〇三五）
頃の成立といわれているが、その正篇中の月宴巻と御裳
着巻で万葉の名を挙げる。月宴巻では

昔、高野の女帝の御代、天平勝宝五年には、左大臣橘卿諸兄、諸卿大夫等集まりて万葉集を撰び給ふ。と、その編集の事をいながら、巻数についてはいわないのである。常識的な表現としては、「諸卿大夫等集まりて万葉集二十巻を撰び給ふ」が考えられるではないか。

御裳着巻では、更にその常識的表現が破られる。

白金黄金の箱どもに、貫之が手づから書きたる古今

二十巻、御子左の書き給へる後撰二十巻、道風が書

きたる万葉集などを添へて奉らせ給へる、

と、古今・後撰は二十巻としながら、万葉には二十巻と書かないのである。

二十巻の初出は応徳三年（一〇八六）成立の後拾遺序を待たねばならない。続いて堀河鳥羽朝（一〇八六—一二二〇）の修理大夫某の古文書がある。この修理大夫は、寛治八年（一〇九四）任の藤原頭季と思われる。

二十巻の形成は、このころだったのだろうか。

おわりに

新撰万葉集序の解説から出発した私の万葉平安朝形成論を反常識的であるとして否定することは容易である。しかし、それならば否定した場合、私が挙げた疑問

点や資料を総合的にどう説明したらよいか。平安の形成ではないという立場からの十分な説明がなさるべきであろう。

私の形成論は平安の歌壇研究から生まれたものである。したがって、万葉の部分のみを切り出して語る事は私は好まない。道真の時代の和歌がどうであったか、古今はどうできたか、古今序をどう読むか、梨壺の五人はどのような仕事をしたのか、源順はどんな歌人だったのか等々の、歌壇史の一つとして万葉形成論を理解していただきたい。

残念ながら、一条朝以降の歌壇研究にまだ本格的には取組んでいない。未知の資料もあるだろうし、諸資料の読みに偏見があるかもしれない事を恐れている。平安四百年の歌壇研究が終って初めて、万葉形成について語れるのではないかと考えている。

参考資料

万葉平安朝形成論について、私が執筆したものを挙げておこう。

昭和四四年九月『和歌文学講座3』（桜楓社）の「歌壇・中古I」で道真縁説を略述。

昭和四四年十一月『中古文学』第四号「元慶六年日本紀竟宴

和歌」で道真綜緝説に触れる。

昭和四四年一月『和歌文学研究』二五号に「菅原道真の万葉集綜緝」を掲載。

昭和四四年五月八日『毎日新聞』に「万葉集竟宴の謎」を掲載。

昭和五五年一月『歴史と人物』（中央公論社）一二月号に「万葉集成立の謎」を掲載。

昭和五六年六月『文学・語学』に「平安朝万葉史の一仮説——『万葉二十卷抄』の事——」を掲載。

昭和五七年二月『王朝歌壇の研究（桓武仁明光孝朝篇）』で平安形成論を述べる。

昭和五七年三月『香椎潟』（福岡女子大）二七号に「古万葉集序の復権」を掲載。

昭和五八年六月十八日『毎日新聞』に「幻の万葉」の声を執筆。

昭和五八年六月二十九日『朝日新聞』に「万葉集成立通説への疑問」を執筆。

昭和五八年十一月『万葉集形成の謎』刊（桜楓社）。

昭和五九年二月『ボイス』（PHP社）二月号に「仮説『万葉集』平安朝成立説」を掲載。

平安朝形成論に直接関連する諸氏の論を次に掲げる。（一）の注番号は、本拙稿の注番号である。

中西進「万葉集の形成——平安朝文献の意味——」（『講座日本文学』2 上代篇Ⅱ・昭和四三年・三省堂）

中西進「続・万葉集の形成（上）——平安朝文献の意味——」（『成城文芸』五〇号・昭和四三年六月・成城大学文学部研究室）（注6）

中西進「続・万葉集の形成（下）——平安朝文献の意味——」（『成城国文学論集』第一輯・昭和四三年一月・成城大学大学院文学研究科）（注1）

安田喜代門『万葉集の正しい姿』（昭和四五年・私家版）

小島憲之「万葉集編纂に関する一解釈——菅原道真撰の説によせて——」（『万葉集研究』第一集・昭和四七年・塙書房）（注4）

後藤利雄「万葉集の成立」（『万葉集講座』第一卷・昭和四八年・有精堂）

ハーラ・イシュトウヴァン『万葉集』名義の謎」（『万葉』八四号・昭和四九年六月）

伊藤博『万葉集の構造と成立』上巻（昭和四九年・塙書房）（注5）

熊谷直春「新撰万葉集の成立（上）」（『国文学研究』六〇号・昭和五一年一〇月）（注2）

熊谷直春「菅原道真の万葉集綜緝説について」（『古代研究』一五号・昭和五八年二月・早稲田古代研究会）

吉川栄治「古歌と『万葉』——新撰万葉集』序文の検討——」（『和歌文学研究』四六号・昭和五八年二月）（注3）